厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare
ひと、くらし、みらいのために

障害者総合支援法における意思疎通支援等について

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室
情報支援専門官　時末 大揮

Ⅰ　障害保健福祉施策のこれまでの経緯

障害福祉施策の歴史

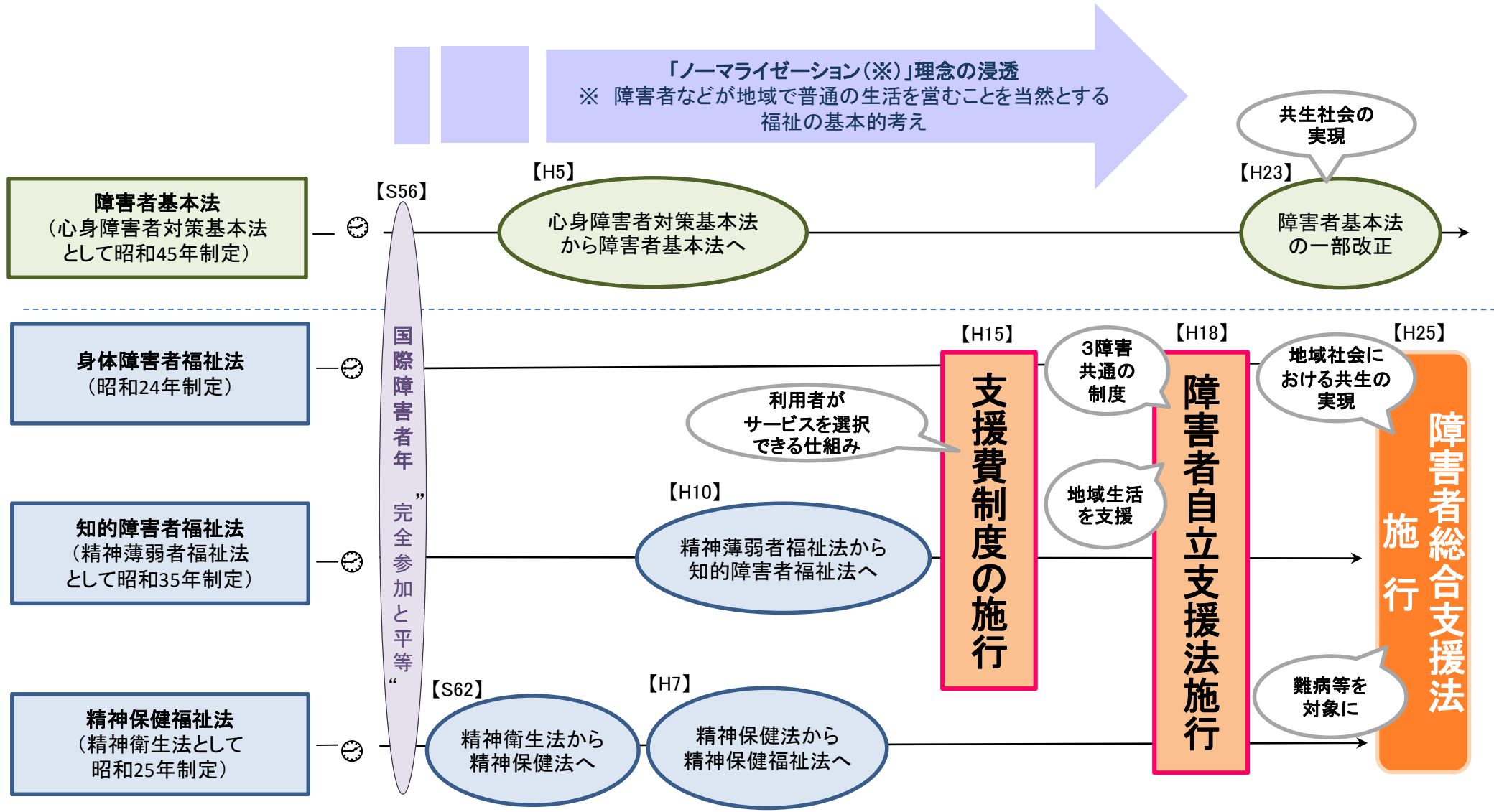
「ノーマライゼーション（※）」理念の浸透
※ 障害者などが地域で普通の生活を営むことを当然とする福祉の基本的考え
障害者基本法
（心身障害者対策基本法として昭和45年制定）
【S56】
【H5】
心身障害者対策基本法から障害者基本法へ
【H23】
共生社会の実現
障害者基本法の一部改正
身体障害者福祉法
（昭和24年制定）
知的障害者福祉法
（精神薄弱者福祉法として昭和35年制定）
精神保健福祉法
（精神衛生法として昭和25年制定）
国際障害者年 “完全参加と平等”
【H15】
支援費制度の施行
利用者がサービスを選択できる仕組み
【H10】
精神薄弱者福祉法から知的障害者福祉法へ
【S62】
精神衛生法から精神保健法へ
【H7】
精神保健法から精神保健福祉法へ
【H18】
3障害共通の制度
地域生活を支援
障害者自立支援法施行
難病等を対象に
【H25】
地域社会における共生の実現
障害者総合支援法施行

障害保健福祉施策のこれまでの経緯

	障害者総合支援法関係	その他障害者関連施策の動き
平成18年	4月:「障害者自立支援法」の一部施行（同年10月に完全施行） 12月:法の円滑な運営のための特別対策 （①利用者負担の更なる軽減 ②事業者に対する激変緩和措置 ③新法移行のための経過措置）	4月:「障害者雇用促進法改正法」の施行 10月:「精神保健福祉法」の施行 12月:国連総会本会議で「障害者権利条約」が採択
平成19年	12月:障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 （①利用者負担の見直し ②事業者の経営基盤の強化 ③グループホーム等の整備促進）	9月:「障害者権利条約」へ署名 11月:「身体障害者補助犬法改正法」の成立 （平成20年10月に施行）
平成20年	12月:社会保障審議会障害者部会報告の取りまとめ	12月:「障害者雇用促進法改正法」が成立 （平成21年4月に施行（一部、段階施行あり））
平成21年	3月:「障害者自立支援法等改正法案」 国会提出（→7月の衆議院解散に伴い廃案） 9月:連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針	
平成22年	1月:厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意 障がい者制度改革推進会議において議論開始 4月:低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化 障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始 6月:「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」（閣議決定） 12月:「障害者自立支援法等改正法」（議員立法）が成立（平成24年4月に完全施行）	
平成23年	8月:「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ	6月:「障害者虐待防止法」（議員立法）が成立 （平成24年10月に施行） 7月:「障害者基本法改正法」が成立（同年8月に施行）
平成24年	6月:「障害者総合支援法」が成立（平成25年4月（一部、平成26年4月）に施行）	6月:「障害者優先調達推進法」（議員立法）が成立 （平成25年4月に施行）
平成25年	4月:基本理念の追加、障害者の範囲の見直し等について施行	6月:「精神保健福祉法改正法」が成立 （平成26年4月（一部、平成28年4月）に施行予定） 「障害者差別解消法」が成立 （平成28年4月に施行予定） 「障害者雇用促進法改正法」が成立 （平成28年4月（一部、平成30年4月）に施行予定）
平成26年	4月:障害支援区分、ケアホームとグループホームの一元化等について施行	1月:「障害者権利条約」を批准

障害者基本法の一部を改正する法律【概要】〈平成23年7月29日成立・平成23年8月5日公布〉

総則関係 （公布日施行）

1）目的規定の見直し（第1条関係）
・全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する。 等

2）障害者の定義の見直し（第2条関係）
・身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁（障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念その他一切のもの）により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。 等

3）地域社会における共生等（第3条関係）
1）に規定する社会の実現は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を旨として図る。
・全て障害者は、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
・全て障害者は、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。
・全て障害者は、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。 等

4）差別の禁止（第4条関係）
・障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。
・社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。
・国は、差別の防止を図るため必要となる情報の収集、整理及び提供を行う。 等

5）国際的協調（第5条関係）
・1）に規定する社会の実現は、国際的協調の下に図られなければならない。 等

6）国民の理解（第7条関係）/国民の責務（第8条関係）
・国及び地方公共団体は、3）から5）までに定める基本原則に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を実施。
・国民は、基本原則にのっとり、1）に規定する社会の実現に寄与するよう努める。 等

7）施策の基本方針（第10条関係）
・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて施策を実施。
・障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を尊重するよう努める。 等

基本的施策関係（公布日施行）

1）医療、介護等（第14条関係）
・障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援等の適切な支援を受けられるよう必要な施策
・身近な場所において医療、介護の給付等を受けられるよう必要な施策を講ずるほか、人権を十分尊重 等

2）教育（第16条関係）
・年齢、能力に応じ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるよう、障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策
・障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重
・調査及び研究、人材の確保及び資質の向上、適切な教材等の提供、学校施設その他の環境の整備の促進 等

3）療育【新設】（第17条関係）
・身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう必要な施策。
・研究、開発及び普及の促進、専門的知識又は技能を有する職員の育成その他の環境の整備の促進 等

4）職業相談等（第18条関係）
・多様な就業の機会を確保するよう努めるとともに、個々の障害者の特性に配慮した職業相談、職業訓練等の施策 等

5）雇用の促進等（第19条関係）
・国、地方公共団体、事業者における雇用を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策
・事業主は、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理 等

6）住宅の確保（第20条関係）
・地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、住宅の確保、住宅の整備を促進するよう必要な施策 等

7）公共的施設のバリアフリー化（第21条関係）
・交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。）その他の公共的施設について、円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進 等

8）情報の利用におけるバリアフリー化等（第22条関係）
・円滑に情報を取得・利用し、意思を表示し、他人との意思疎通を図ることができるよう、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等の必要な施策
・災害等の場合に安全を確保するため必要な情報が迅速かつ的確に伝えられるよう必要な施策 等

9）相談等（第23条関係）
・意思決定の支援に配慮しつつ、障害者の家族その他の関係者に対する相談業務等
・障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるよう、必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族が互いに支え合うための活動の支援その他の支援 等

10）文化的諸条件の整備等（第25条関係）
・円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるよう必要な施策 等

11）防災及び防犯【新設】（第26条関係）
・地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるよう、障害者の性別、年齢、障害の状態、生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策 等

12）消費者としての障害者の保護【新設】（第27条関係）
・障害者の消費者としての利益の擁護及び増進が図られるよう、適切な方法による情報の提供その他必要な施策 等

13）選挙等における配慮【新設】（第28条関係）
・選挙等において、円滑に投票できるようにするため、投票所の施設、設備の整備等必要な施策 等

14）司法手続における配慮等【新設】（第29条関係）
・刑事事件等の手続の対象となった場合、民事事件等に関する手続の当事者等となった場合、権利を円滑に行使できるよう、個々の障害者の特性に応じた意思疎通の手段を確保するよう配慮するとともに、関係職員に対する研修等必要な施策 等

15）国際協力【新設】（第30条関係）
・外国政府、国際機関又は関係団体等との情報の交換その他必要な施策 等

障害者政策委員会等（公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日）

国）障害者政策委員会（第32～35条関係）
・中央障害者施策推進協議会を改組し、「障害者政策委員会」を内閣府に設置（障害者、障害者の自立及び社会参加に関する事業に従事する者、学識経験者のうちから総理が任命）
・障害者基本計画の策定に関する調査審議・意見具申、同計画の実施状況の監視・勧告 等

地方）審議会その他の合議制の機関（第36条関係）
・地方障害者施策推進協議会を改組し、その所掌事務に障害者に関する施策の実施状況の監視を追加 等

附則

検討（附則第2条関係）
・施行後3年を経過した場合、施行の状況について検討を加え、その結果に基づき必要な措置
・障害に応じた施策の実施状況を踏まえ、地域における保健、医療及び福祉の連携の確保
その他の障害者に対する支援体制の在り方について検討を加え、その結果に基づき必要な措置 等

障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言（概要）

障害者総合福祉法の6つのポイント

1．障害のない市民との平等と公平
2．谷間や空白の解消
3．格差の是正
4．放置できない社会問題の解決
5．本人のニーズにあった支援サービス
6．安定した予算の確保

Ⅰ．障害者総合福祉法の骨格提言

1．法の理念・目的・範囲

・障害の有無によって分け隔てられない共生社会を実現する。
・保護の対象から権利の主体への転換と、医学モデルから社会モデルへの障害概念の転換。
・地域で自立した生活を営む権利。

2．障害（者）の範囲

・障害者総合福祉法が対象とする障害者（障害児を含む）は、障害者基本法に規定する障害者をいう。
・心身の機能の障害には、慢性疾患に伴う機能障害を含む。

3．選択と決定（支給決定）

・障害程度区分に代わる新たな支給決定の仕組み。
・サービス利用計画に基づく本人の意向等が尊重される。
・協議調整により必要十分な支給量が保障される。
・合議機関の設置と不服申立。

4．支援（サービス）体系

・障害者権利条約を踏まえ、障害者本人が主体となって、地域生活が可能となる支援体系の構築。
・「全国共通の仕組みで提供される支援」と「地域の実情に応じて提供される支援」で構成。

5．地域移行

・国が社会的入院、入所を解消するために地域移行を促進することを法に明記する。
・地域移行プログラムと地域定着支援を法定施策として策定、実施。
・ピアサポーターの活用。

6．地域生活の基盤整備

・計画的な推進のため地域基盤整備10ヵ年戦略策定の法定化。
・市町村と都道府県は障害福祉計画を、国はその基本方針と整備計画を示す。
・地域生活支援協議会の設置。

7．利用者負担

・食材費や光熱水費等は自己負担とする。
・障害に伴う必要な支援は原則無償とするが、高額な収入のある者には応能負担を求める。

8．相談支援

・対象は障害者と、支援の可能性のある者及びその家族。
・障害者の抱える問題全体に対応する包括的支援を継続的にコーディネートする。
・複合的な相談支援体制の整備。

9．権利擁護

・権利擁護は支援を希望又は利用する障害者の申請から相談、利用、不服申立てのすべてに対応する。
・オンブズパーソン制度の創設。
・虐待の防止と早期発見。

10．報酬と人材確保

・利用者への支援に係る報酬は原則日払い、事業運営に係る報酬は原則月払い、在宅系支援に係る報酬は時間割とする。
・福祉従事者が誇りと展望を持てるよう適切な賃金を支払える水準の報酬とする。

Ⅱ．障害者総合福祉法の制定と実施への道程

1．障害者自立支援法の事業体系への移行問題

・自立支援法の事業移行期限終了後も一定の要件の下で移行支援策を継続する。

2．障害者総合福祉法の制定及び実施までに行うべき課題

・総合福祉法の制定及び実施に当たり地方自治体の意見を踏まえる。
・総合福祉法の策定及び実施のための実態調査や試行事業を行う。

3．障害者総合福祉法の円滑な実施

・総合福祉法を補完する、あるいはこれへの移行を支援する基金事業を設けること。

4．財政のあり方

・国は予算措置に必要な基礎データを把握する。
・障害関連予算をOECD諸国の平均水準を目標漸進的に拡充する。
・財政の地域間格差の是正を図る。
・財政設計にあたり一般施策での予算化を追求。
・障害者施策の推進は経済効果に波及する。
・支援ガイドラインに基づく協議調整による支給決定は財政的にも実現可能である。
・長時間介助等の地域生活支援のための財源措置を講じること。

Ⅲ．関連する他の法律や分野との関係

1．医療

・医療は福祉サービス及び保健サービスとの有機的連携の下で提供される必要がある。
・福祉、保健、医療にわたる総合的な相談支援が必要。

2．障害児

・障害児を含むすべての子供の基本的権利を保障する仕組みの創設が必要。
・障害を理由に一般児童施策の利用が制限されるべきではない。

3．労働と雇用

・障害者雇用促進法を見直し、雇用の質の確保、必要な支援を認定する仕組みの創設、雇用率や納付金制度見直し等を行う。
・労働と福祉の一体的展開。

地域社会における共生の実現に向けて
新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

（平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布）

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲（障害児の範囲も同様に対応。）

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※　障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

① 重度訪問介護の対象拡大（重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする）

② 共同生活介護（ケアホーム）の共同生活援助（グループホーム）への一元化

③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)

④ 地域生活支援事業の追加（障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等）

6. サービス基盤の計画的整備

① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定

② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化

③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化

④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日（ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日）

4. 検討規定（障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討）

① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方

② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方

③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方

④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方

⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

＜平成24年4月18日　衆議院厚生労働委員会＞

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、市町村及び都道府県の必須事業については、支援が抜け落ちることなく、適切な役割分担がなされるようそれぞれの行う事業を具体的に定めること。

二　意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。

三　障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。

四　障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。

五　難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。

六　精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。

七　障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。

八　障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労をさらに促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に行えるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。

九　障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。

十　常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。

＜平成24年6月19日　参議院厚生労働委員会＞

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一　意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、適切な役割分担がなされるよう市町村及び都道府県の行う事業を具体的に定めるなど、地域生活支援事業について、市町村及び都道府県に対し、必要なサービスが十分に提供されるための支援を行うこと。

また、意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。

二　障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。

三　障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。

四　難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。

五　精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。

六　障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。

七　障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労を更に促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に行えるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。

八　障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。

九　常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。

十　障害者政策委員会の運営に当たっては、関係行政機関の間で十分調整するとともに、障害者政策を幅広い国民の理解を得ながら進めていくという観点から、広く国民各層の声を障害者政策に反映できるよう、公平・中立を旨とすること。

Ⅱ　聴覚障害者等に対する福祉施策の現状

障害者の数

○ 障害者の総数は787．9万人であり、人口の約6．2%に相当。
○ そのうち身体障害者は393．7万人、知的障害者は74．1万人、精神障害者は320．1万人。
○ 障害者数全体は増加傾向にあり、また、在宅・通所の障害者は増加傾向となっている。

（在宅・施設別）

障害者総数　787．9万人（人口の約6．2%）
うち在宅　　736．4万人（93．5%）
うち施設入所　51．5万人（　6．5%）

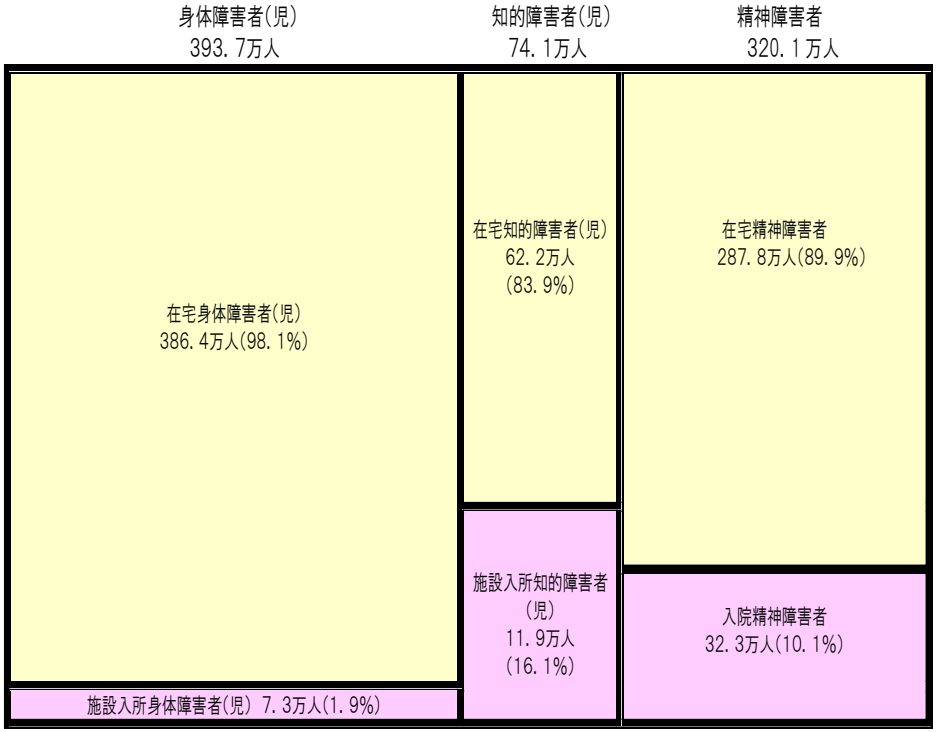

（年齢別）

障害者総数　787．9万人（人口の約6．2%）
うち65歳未満　　50%
うち65歳以上　　50%

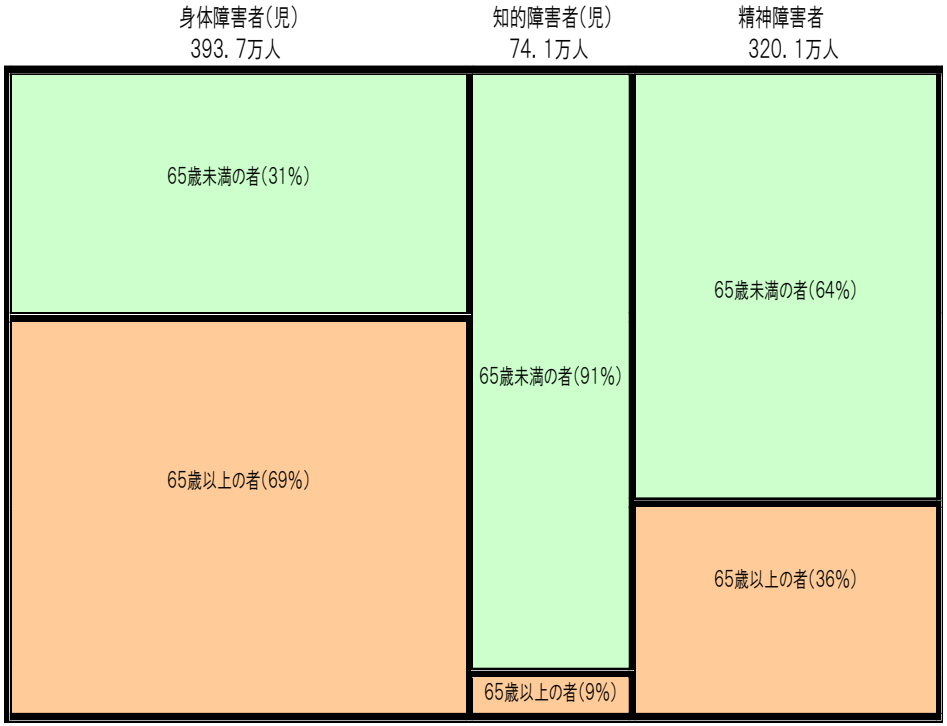

※身体障害者（児）数は平成23年（在宅）、平成21年（施設）の調査等、知的障害者（児）数は平成23年の調査、精神障害者数は平成23年の調査による推計。なお、身体障害者（児）には高齢者施設に入所している身体障害者は含まれていない。
※平成23年の調査における身体障害者（児）数（在宅）及び知的障害者（児）数（在宅）は岩手県、宮城県、福島県、仙台市、盛岡市、郡山市、いわき市及び大阪市を除いた数値である。知的障害者（児）数（施設）は、宮城県、福島県の一部市町村を除いた数値である。
※平成23年の調査における精神障害者数は宮城県の石巻医療圏及び気仙沼医療圏並びに福島県を除いた数値である。
※在宅身体障害者（児）、在宅知的障害者（児）は、障害者手帳所持者数の推計。障害者手帳非所持で、自立支援給付等（精神通院医療を除く。）を受けている者は19.5万人と推計されるが、障害種別が不明のため、上記には含まれていない。
※複数の障害種別に該当する者の重複があることから、障害者の総数は粗い推計である。

障害者に対する支援（地域生活支援事業の追加）

○　市町村が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。
　①　障害者に対する理解を深めるための研修・啓発
　②　障害者やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援
　③　市民後見人等の人材の育成・活用を図るための研修
　④　意思疎通支援を行う者の養成
　　［その他、手話及び要約筆記を行う者の派遣も実施］

○　都道府県が実施する地域生活支援事業の必須事業として、以下の事業を追加。
**　①　意思疎通支援を行う者のうち、特に専門性の高い者を養成し、又は派遣する事業**
**　　※　手話通訳者、要約筆記者、触手話及び指点字を行う者の養成又は派遣を想定**
**　②　意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整等広域的な対応が必要な事業**

【平成25年4月1日施行】

➡　地域社会における共生を実現するため、社会的障壁の除去に資するよう、地域社会の側への働きかけの強化、地域における自発的な取り組みの支援、成年後見制度の利用促進及び意思疎通支援の強化

新法に基づく給付・事業

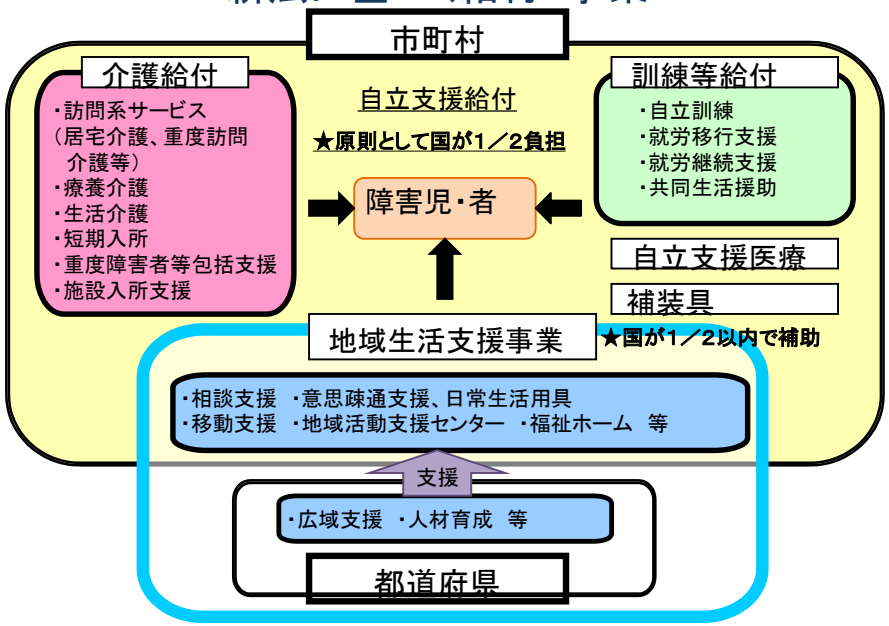

《地域生活支援事業の概要》

・事業の目的
　障害者及び障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じ、実施主体である市町村等が柔軟な形態により事業を効果的・効率的に実施。

・財源
　補助金（一部交付税措置あり）※市町村等の事業全体に補助する統合補助金として補助
　【都道府県事業】国１／２以内で補助
　【市町村事業】　国１／２以内、都道府県１／４以内で補助

・予算額

２５年度		２６年度		２７年度
４６０億円	⇒	４６２億円	⇒	４６４億円

意思疎通支援事業の支援者養成と派遣の概要

地域生活支援事業

都道府県・市町村で支援者の派遣

必須事業 都道府県
- 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣
- 市町村相互間の連絡調整

必須事業 市町村
- 手話通訳者派遣事業
- 要約筆記者派遣事業
- 手話通訳者設置事業

必須事業 都道府県
- 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

任意事業 特別支援事業
- 【広域派遣】
  →ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ支援広域派遣推進事業
- 【効率的な派遣】
  →ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ支援派遣ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ研修事業
  ※都道府県事業

任意事業 特別支援事業
- 【実施率向上】
  →手話通訳者設置促進事業

任意事業 特別支援事業
- 【派遣回数・派遣時間等の増】
  →盲ろう者社会参加等促進事業
  ※都道府県事業

広域派遣の推進や派遣回数・派遣時間・利用者数を増やすための取組

地域生活支援事業

都道府県・市町村で養成研修を実施

必須事業 都道府県
- ○手話通訳者・要約筆記者の養成
- ○盲ろう者向け通訳・介助員の養成
  ［※点訳、朗読奉仕員の養成は任意］

必須事業 市町村
- ○手話奉仕員の養成
  ［※点訳、朗読奉仕員の養成は任意］

任意事業 特別支援事業
- ○手話通訳士・者養成ｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟ研修事業(県)
- ○要約筆記者養成ｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟ研修事業(県・市)
- ○点訳・朗読奉仕員ｽﾃｯﾌﾟｱｯﾌﾟ研修事業(県・市)
- ○意思疎通支援支援従事者養成研修促進事業(県・市)
- ○盲ろう者社会参加等促進事業(県)

任意事業
- ○全国手話研修ｾﾝﾀｰ
  →手話通訳士・者の現任研修を実施
- ○全国盲ろう者協会
  →盲ろう者通訳・介助員の現任研修を実施

知識、技能向上のための研修や養成定員数・研修回数を増やすための取組

国で指導者を養成

団体委託費
- ○社会福祉法人 全国手話研修センター（手話奉仕員・手話通訳者の指導者養成を実施）
- ○社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター（要約筆記者の指導者養成を実施）
- ○社会福祉法人 全国盲ろう者協会（盲ろう者通訳・介助員の養成を実施）

国
- ○国立障害者リハビリテーションセンター（盲ろう者通訳・介助員の指導者養成を実施）

※地域生活支援事業の特別支援事業とは、実施率の向上や実施水準に格差がみられる事業の充実を図る事業であり、自治体の申請に応じて事業費の1/2を補助する事業

意思疎通支援が必要な者の状況等～聴覚障害者（1）

① 聴覚障害者の数（在宅）

平成18年度調査　３６万人　⇒　平成23年度調査　３２万人

② 障害の程度（平成23年）

１級：3.0%　２級：48.5%　３級：11.0%　４級：8.0%　５級：－　６級：29.5%

③ 年齢構成

（平成18年）　（平成23年）　（平成18年）　（平成23年）

65歳以上：24万人（68%）⇒　22万人（70%）　70歳以上：21万人（58%）⇒　20万人（61%）

④ 障害の原因（平成23年）

加齢 39.2%、疾患 35.0%、出生時 5.9%、事故 5.0%

⑤ 情報入手・コミュニケーション方法

（N＝338 、複数回答）

区 分	補聴器･人工内耳	要約筆記	手話	その他（※）
人 数	234人	102人	64人	75人
割 合	69．2%	30．2%	18．9%	22．2%

※ 筆談、代読、福祉機器やパソコン・タブレットの利用、携帯電話（スマートフォン）による方法など。

出典：平成18年度身体障害児・者実態調査、平成23年生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）他

意思疎通支援が必要な者の状況等～聴覚障害者（2）

支援機関等

- 聴覚障害者情報提供施設：全国51カ所
  （H27.4.1現在）
  ～字幕・手話入力DVD・ビデオカセットの制作貸出等を実施
- 全国手話研修センター
  ～手話奉仕員・手話通訳者の指導者養成等を実施
- 聴力障害者情報文化センター
  ～手話通訳士の認定試験を実施
  ～要約筆記者の指導者養成等を実施

手話通訳士、要約筆記者等の数

- 手話通訳士： 3,377人
  （認定試験合格・登録者 H27.7.22現在）
- 手話通訳者： 8,093人
  （都道府県研修修了・登録者 H26.3.31現在）
- 手話奉仕員：18,700人
  （都道府県・市町村研修修了・登録者 H26.3.31現在）
- 要約筆記者： 3,513人
  （都道府県・市町村研修修了・登録者 H26.3.31現在）

  要約筆記奉仕員：13,159人
  （H22年度までの登録者）

出典：厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室調べ

具体的なコミュニケーション手段 （「聞こえのハンドブック」（H26.12.15 東京都中途失聴・難聴者協会作成）から）

- **保有する聴覚を活用する方法**
  補聴器、人工内耳、補聴援助システム（磁気誘導ループ、FM補聴システム）など
- **視覚情報を活用する方法**
  手話・指文字、読話（口話）、筆談、身ぶり、空書、字幕、テレビ電話、要約筆記など
- **ICT技術の活用**
  会話支援機（音声認識ソフト（「UD手書き」） など）

意思疎通支援が必要な者の状況等～聴覚障害者（3）

聴覚障害者情報提供施設

○　聴覚障害者情報提供施設は、専ら聴覚障害者が利用する字幕（手話）入りの録画物の製作や貸出、手話通訳者・要約筆記者の派遣等を行うとともに、情報機器の貸出、聴覚障害者に関する相談等に係る事業を行っており、その運営に要する費用を国が負担している。

事業内容、設置基準等

設 置 数	５１施設（平成２７年４月１日時点）　※うち公営３６ヶ所、民営１５ヶ所
内　　容	・無料又は低額な料金で、聴覚障害者用の録画物など聴覚障害者が利用するものを製作する。 ・手話通訳等を行う者の養成･派遣、聴覚障害者に対する情報機器の貸出、聴覚障害に関する相談等を行う。
根 拠 法	身体障害者福祉法第３４条
設備基準	・貸出利用室、試写室、情報機器利用室、製作室、発送室、相談室、研修室兼会議室、事務室の他、試写等に必要な機械器具等
人員基準	・施設長その他当該聴覚障害者情報提供施設の運営に必要な職員

意思疎通支援が必要な者の状況等～聴覚障害者（4）

○　民間事業者において、テレビ電話機能を活用した手話の遠隔通訳を行うサービス提供が行われている。

「遠隔手話システム」の概要（株式会社JR東日本HPから）

1.　サービスの概要

「iPad」のテレビ電話機能を活用し、手話の遠隔通訳を行ないます。

手話でのコミュニケーションをご希望のお客さまがいらっしゃった際、ご案内スタッフがiPadをコールセンターに接続します。お客さまが画面に向かって手話で質問していただくと、オペレーターが質問内容をご案内スタッフに説明します。質問に対する回答をご案内スタッフが口頭で説明すると、回答内容をオペレーターが手話でお客さまにご案内します。

【サービスご利用のイメージ】

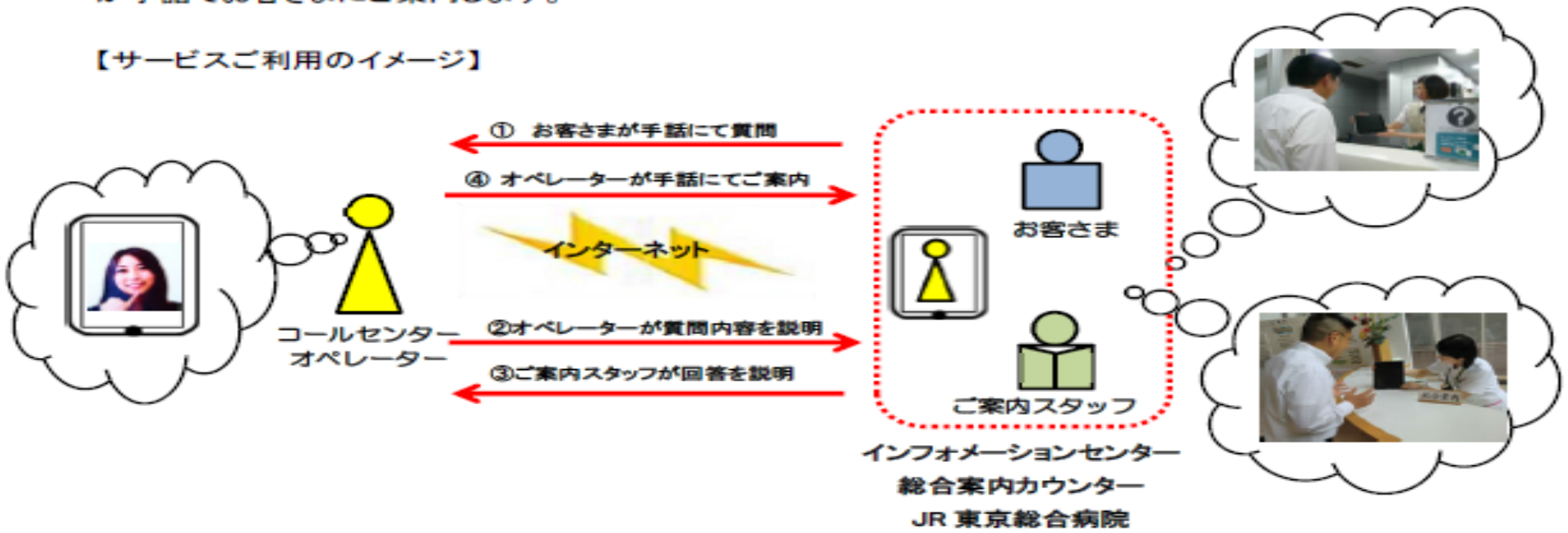

本サービスは株式会社シュアールが株式会社アールシステムとの提携により提供する「テルテルコンシェルジュ」の手話通訳を利用します。なお、手話のほか英語・中国語・韓国語と日本語との遠隔通訳にも対応します。

意思疎通支援事業の実施体制整備状況①～都道府県別（手話通訳者派遣事業）

○ 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である（H27.3.31現在）。

○ 全体では1,740市町村のうち、1,625市町村が実施体制を整備しており、その割合は93.4%である。

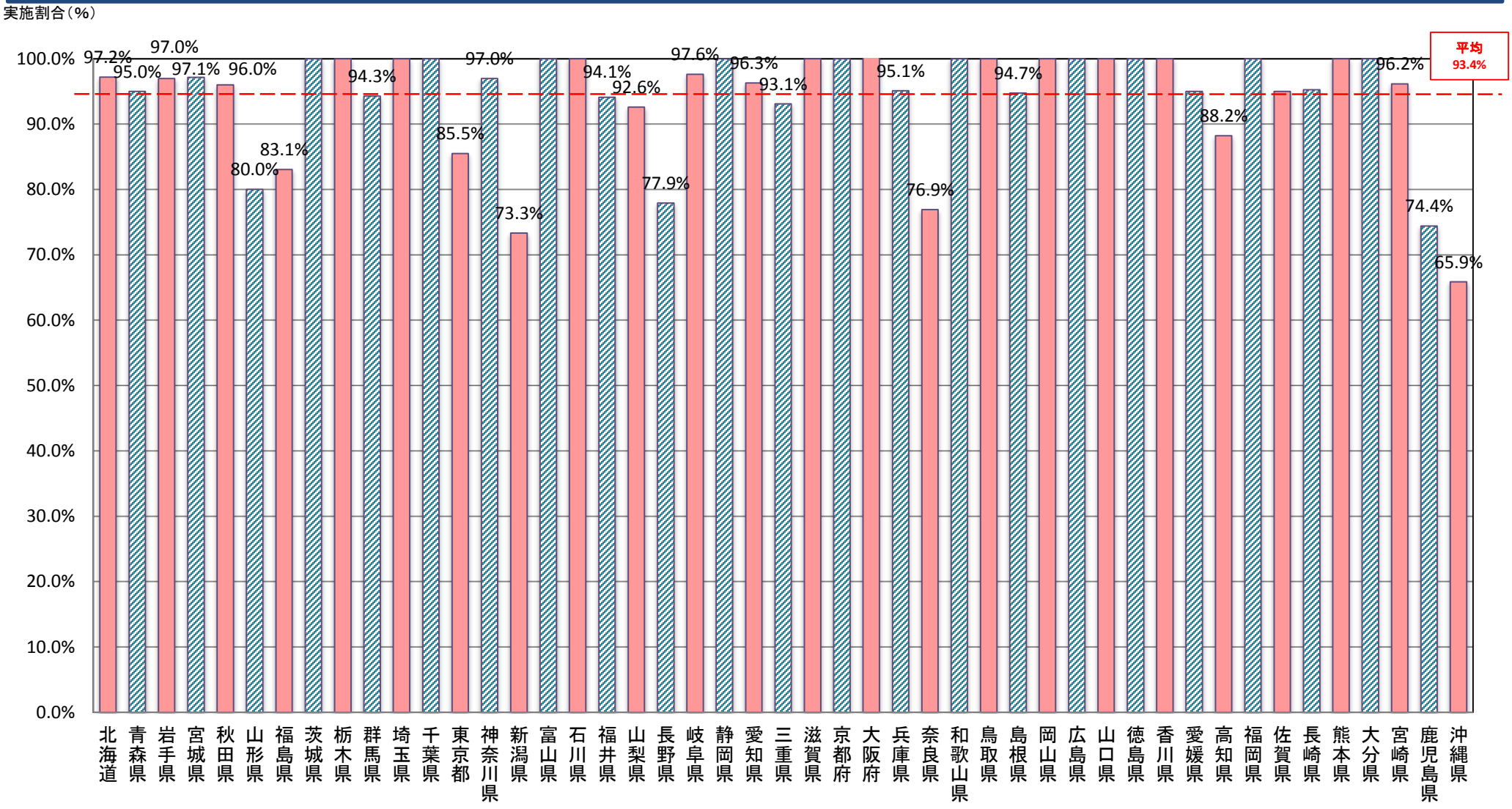

出典：厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室調べ

意思疎通支援事業の実施体制整備状況②～都道府県別（手話通訳者設置事業）

○ 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である（H27.3.31現在）。
○ 全体では1,740市町村のうち、668市町村が設置しており、その割合は38.4%である。

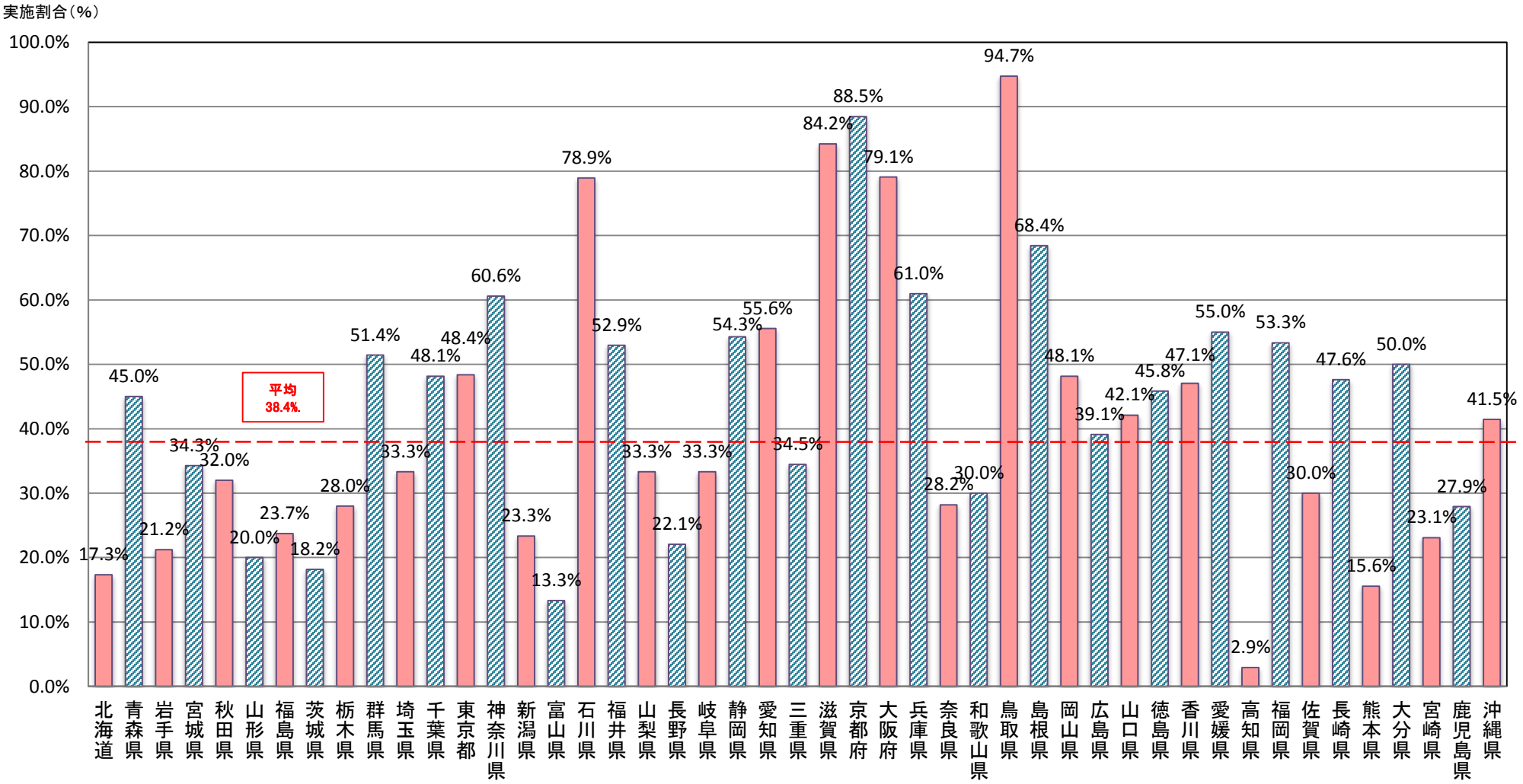

出典：厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室調べ

意思疎通支援事業の実施状況③～都道府県別（手話通訳者派遣事業）

（一人当たり月利用時間数（平成27年３月利用分））

○　手話通訳派遣事業の利用者一人当たりの月利用時間は、平成27年3月期においては、全国平均で約3．8時間となっており、都道府県別でみると、最大で約7時間、最小で約1．5時間となっている。

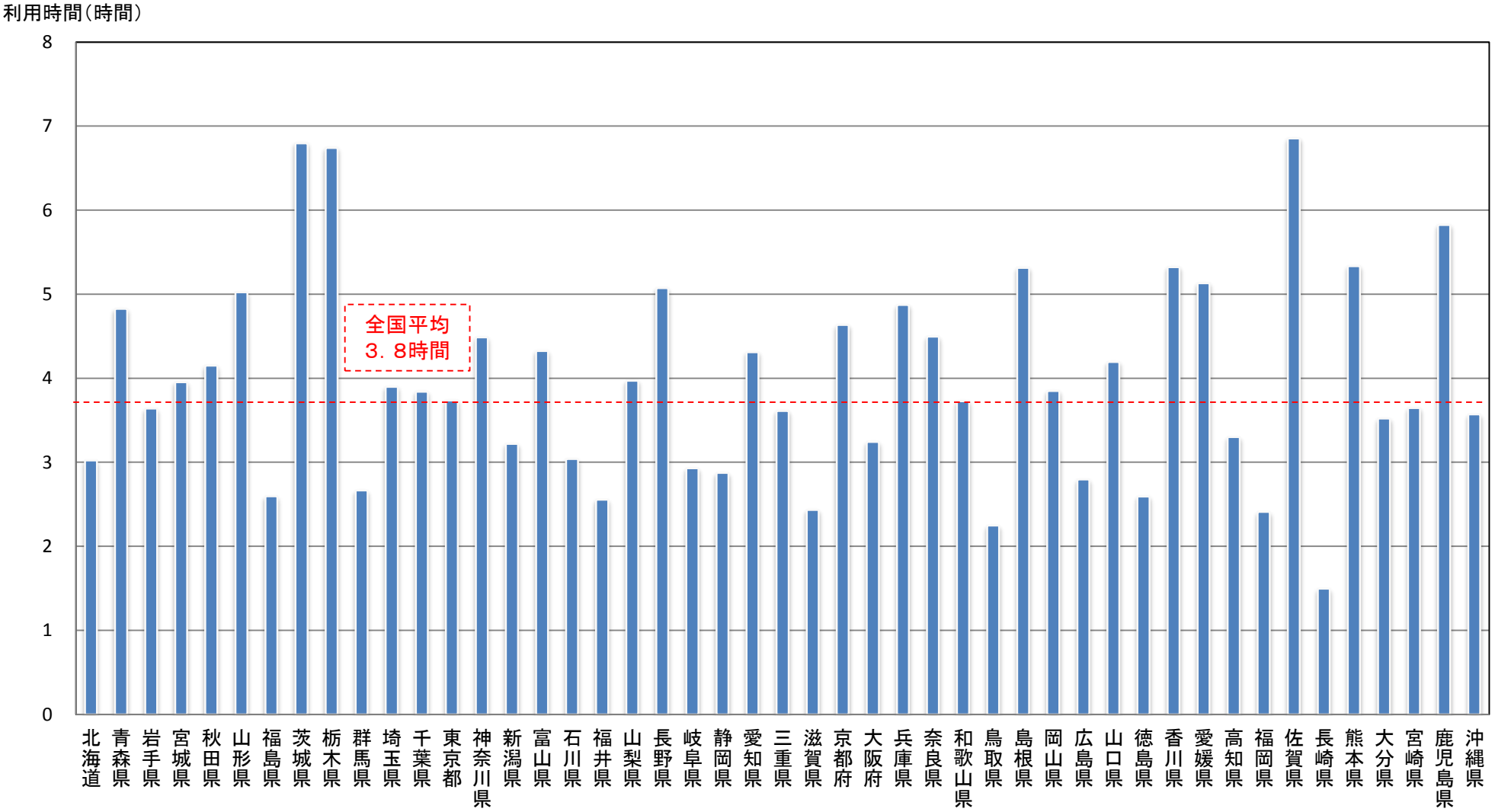

出典：厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室調べ

意思疎通支援事業の実施状況④～都道府県別（手話通訳者派遣事業）

（人口10万人当たりの実利用者数（平成27年３月利用分））

○　手話通訳派遣事業の実利用者数は、平成27年3月期においては、全国で13,621人である。これを人口10万人当たりの実利用者数でみると、全国平均で10.6人となる。

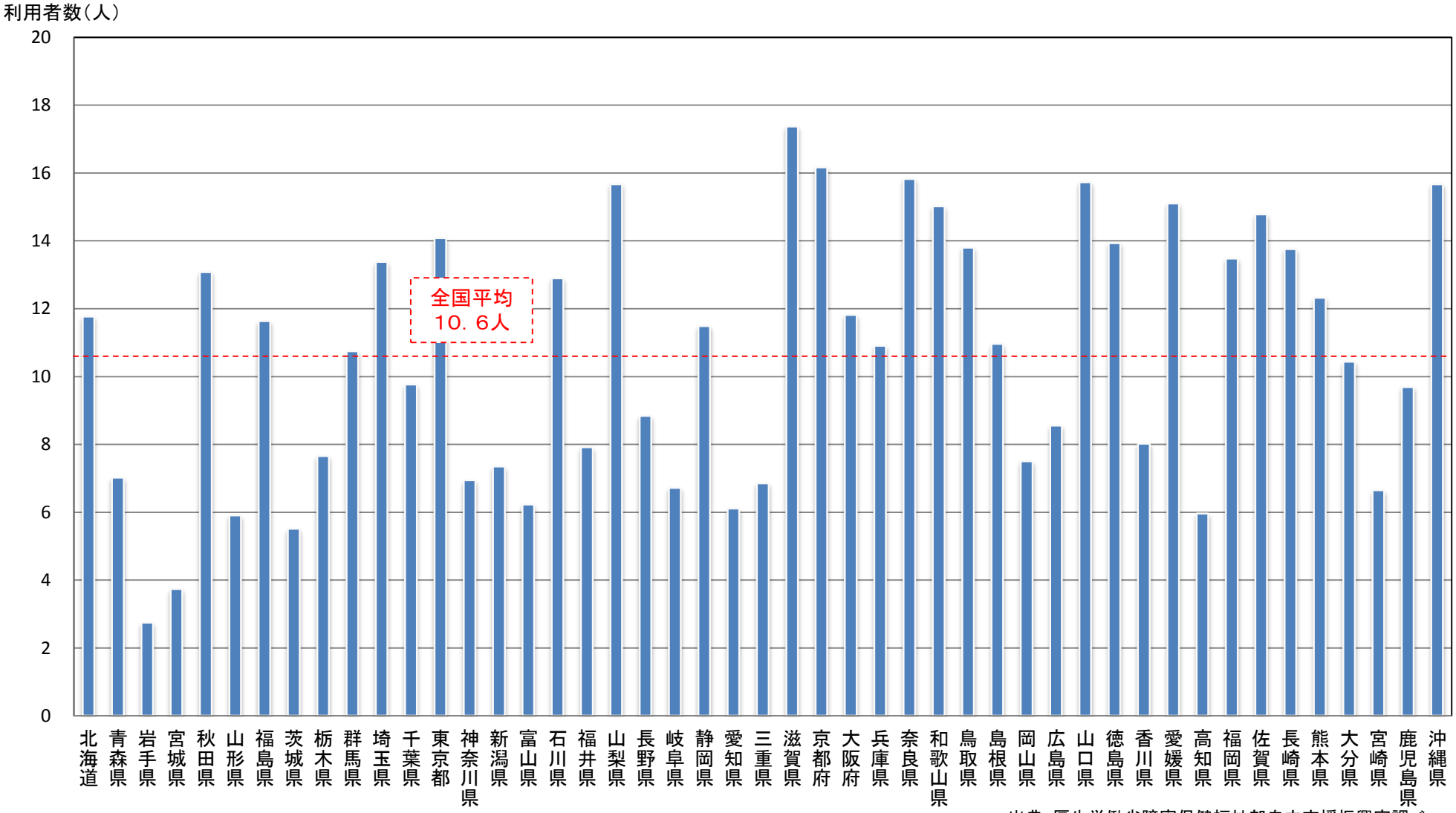

出典：厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室調べ

意思疎通支援の支援者の養成について①

○ 意思疎通支援の支援者については、国が示す養成カリキュラム等に基づき自治体等において養成されている。

	名　　称	資　格　要　件
手話	手話通訳士 3,377人 H27.7.22時点	○手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令（平成21年3月31日厚生労働省令第96号）に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者 ※公職選挙法に規定される政見放送において、手話通訳を担当することができる。 ○上記認定試験に合格し都道府県等に登録された者であって、手話通訳業務に従事する者
	手話通訳者 8,093人 H26.3.31時点	○身体障害者福祉の概要や手話通訳の役割・責務等について理解と認識を深めるとともに、手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術及び基本技術を習得している者 ○都道府県、指定都市、中核市が実施する手話通訳者養成研修を修了し登録試験に合格した者であって、意思疎通支援事業において手話通訳者として派遣され、手話通訳業務に従事する者
	手話奉仕員 18,700人 H26.3.31時点	○聴覚障害者の生活及び関連する福祉度等について理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得している者 ○市町村及び都道府県が実施する手話奉仕員養成研修を修了し登録された者であって、意思疎通支援事業において派遣され、手話による意思疎通支援に従事する者
要約筆記	要約筆記者 3,513人 H26.3.31時点	○聴覚障害、とりわけ中途失聴・難聴者の生活及び関連する福祉制度や権利擁護、対人援助等についての理解と認識を深めるとともに、難聴者等の多様なニーズに対応できる要約筆記を行うのに必要な知識及び技術を習得している者 ○都道府県、指定都市、中核市が実施する要約筆記者養成研修を修了し登録試験に合格した者であって、意思疎通支援事業において要約筆記者として派遣され、要約筆記業務に従事する者
盲ろう	盲ろう者向け通訳・介助員 5,656人 H26.3.31時点	○盲ろう者の生活及び支援のあり方についての理解と認識を深めるとともに、盲ろう者との日常的なコミュニケーションや盲ろう者への通訳及び移動介助を行うに際し、必要な知識及び技術を習得している者 ○都道府県、指定都市、中核市が実施する盲ろう者向け通訳・介助員養成研修を修了した者であって、意思疎通支援事業において通訳・介助員として派遣されコミュニケーションや移動等の支援に従事する者

意思疎通支援の支援者の養成について②

○ 手話通訳士、要約筆記者等の意志疎通支援の支援者については、求められる水準に対応して、国、自治体等が役割分担して養成を行っている。

養成主体	聴覚障害者		視覚障害者	盲ろう者	失語症
国リハ、大学、専門学校等 厚生労働省令に基づく認定資格 地域生活支援事業【任意事業】	手話通訳士の養成 平成21年3月31日厚労令96「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」に基づき**試験を実施し認定** ※ 認定試験は、聴力障害者情報文化センターにて実施	－	－	－	－
地域生活支援事業【必須事業】（都道府県） 厚生労働省としてカリキュラムを定め通知している者	手話通訳者の養成 基本課程35時間 応用課程35時間 実践課程20時間 **計90時間** ※ 手話語彙（1500語）を習得	要約筆記者の養成 必修74時間 選択10時間 **計84時間**	－	盲ろう者向け通訳・介助員の養成 必修42時間 選択42時間 **計84時間**	失語症向け意思疎通支援者の養成 先駆的に取り組んでいる自治体あり（我孫子、四日市、名古屋、市川、横浜、武蔵野、那須、港区など） ※ 平成26年度「障害者支援状況等調査研究事業」において支援者養成のためのカリキュラムを作成
地域生活支援事業【必須事業】（市町村）	手話奉仕員の養成 入門課程35時間 基礎課程45時間 **計80時間** ※ 手話語彙（600語）を習得	－	－	－	
地域生活支援事業【任意事業】（市町村） 実施要綱において養成可能とされている者	－	－	点訳・代読・代筆・音訳奉仕員の養成 ※ 養成は、各自治体において独自に実施	－	

Ⅲ　障害者総合支援法施行後３年を目途とした見直し

障害者総合支援法施行後３年を目途とした見直し事項

障害者総合支援法附則第３条においては、施行後３年（平成28年４月）を目途とした見直しとして、以下の事項を見直すこととしている。

- 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずることとされている。

■障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）

附　則　（平成二四年六月二七日法律第五一号）　抄

（検討）

第三条　政府は、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者等の支援に係る施策を段階的に講ずるため、この法律の施行後三年を目途として、第一条の規定による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第一条の二に規定する基本理念を勘案し、常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方、障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方、障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方、手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方、精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて、所要の措置を講ずるものとする。

２　政府は、前項の規定により検討を加えようとするときは、障害者等及びその家族その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

作業チーム構成員

常時介護を要する障害者等に対する支援

・新井　利民
埼玉県立大学社会福祉子ども学科准教授

〇吉川　隆博
東海大学健康科学部准教授

・木村　剛
名古屋市健康福祉局障害者支援課長

・高木　憲司
和洋女子大学生活科学系准教授

〇野沢　和弘
毎日新聞論説委員

〇山下　幸子
淑徳大学総合福祉学部准教授

手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援

・大沼　直紀
東京大学先端科学技術研究センター特任研究員

〇佐藤　進
埼玉県立大学名誉教授

・高木　憲司
和洋女子大学生活科学系准教授

・高橋　誠
札幌市障がい保健福祉部障がい福祉課自立支援担当課長

〇寺島　彰
浦和大学総合福祉学部教授

高齢の障害者に対する支援

〇大塚　晃
上智大学総合人間科学部教授

・志賀　利一
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園事業企画局研究部部長

〇田村　綾子
聖学院大学人間福祉学部准教授

・東内　京一
和光市保健福祉部長

・藤井　千代
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター司法精神医学研究部室長

※〇はワーキンググループ構成員

障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のための
ワーキンググループ開催経緯

開催日	議題
第１回 （平成26年12月15日）	（１）障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のための ワーキンググループの進め方（案） （２）障害保健福祉施策の動向等 （３）その他
第２回 （平成27年1月23日）	（１）関係団体ヒアリング１ （２）その他
第３回 （平成27年1月30日）	（１）関係団体ヒアリング２ （２）その他
第４回 （平成27年2月2日）	（１）関係団体ヒアリング３ （２）その他
第５回 （平成27年2月4日）	（１）関係団体ヒアリング４ （２）その他
第６回 （平成27年3月3日）	（１）障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理について （２）その他
第７回 （平成27年3月17日）	（１）障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理について （２）その他
第８回 （平成27年4月8日）	（１）障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理について （２）その他
第９回 （平成27年4月15日） 【予定】	（１）障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理について （２）その他

※第２～第５回におけるヒアリング団体は、17ページ参照
※第６回については、障害者自立支援法違憲訴訟全国弁護団　長岡健太郎氏を参考人として招へい。
※第７回については、文京学院大学教授　松為信雄氏、埼玉県立大学教授　朝日雅也氏を参考人として招へい。

WGにおけるヒアリング団体

第2回（1月23 日）

社会福祉法人日本盲人会連合、一般財団法人全日本ろうあ連盟、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、社会福祉法人全国盲ろう者協会、全国手をつなぐ育成会連合会、一般社団法人日本発達障害ネットワーク、一般社団法人日本ALS協会、特定非営利活動法人日本失語症協議会、特定非営利活動法人日本脳外傷友の会、公益社団法人日本精神科病院協会

第3回（1月30日）

公益財団法人日本知的障害者福祉協会、全国身体障害者施設協議会、社会福祉法人日本身体障害者団体連合会、特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会、障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会、特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク、一般社団法人日本筋ジストロフィー協会、公益社団法人全国脊髄損傷者連合会、全国自立生活センター協議会

第4回（2月2日）

一般社団法人日本難病・疾病団体協議会、特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク、一般社団法人日本自閉症協会、社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会、公益社団法人日本重症心身障害福祉協会、全国重症心身障害日中活動支援協議会、一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会、全国肢体不自由児施設運営協議会、一般社団法人全国児童発達支援協議会

第5回（2月4日）

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会、公益社団法人日本精神保健福祉士協会、特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会、一般社団法人日本精神科看護協会、全国「精神病」者集団、特定非営利活動法人DPI日本会議、全国社会就労センター協議会、全国就労移行支援事業所連絡協議会、特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク、きょうされん

○常時介護を要する障害者等に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チーム開催経緯

開催日	議題
第1回 （平成27年2月13日）	（1）障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ「常時介護を要する障害者等に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チーム」の進め方について （2）常時介護を要する障害者等に対する支援の現状等について （3）その他
第2回 （平成27年3月9日）	（1）常時介護を要する障害者等に対する支援について （2）その他
第3回 （平成27年3月27日）	（1）常時介護を要する障害者等に対する支援の在り方に関する論点整理について （2）その他

○手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方に関する論点整理のための作業チーム開催経緯

開催日	議題
第1回 （平成27年2月17日）	（1）手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の現状等について （2）障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループにおける関係団体ヒアリングを受けての意見整理について （3）その他
第2回 （平成27年3月12日）	（1）団体ヒアリング等を踏まえた事項について （2）関係団体ヒアリング （3）その他
第3回 （平成27年3月27日）	（1）手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方に関する論点整理について （2）その他

※第2回については、社会福祉法人日本盲人会連合、一般財団法人全日本ろうあ連盟、一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会、社会福祉法人全国盲ろう者協会、特定非営利法人日本失語症協議会からヒアリングを実施。

論点の整理（案）

※「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」において整理されたもの

Ⅰ　常時介護を要する障害者等に対する支援について

○　どのような人が「常時介護を要する障害者」であると考えられるか。
○　「常時介護を要する障害者」のニーズのうち、現行のサービスでは何が不足しており、どのように対応すべきか。
○　同じ事業の利用者であっても、障害の状態等により支援内容に違いがあることについてどう考えるか。
○　支援する人材の確保や資質向上の方策・評価についてどう考えるか。
○　パーソナルアシスタンスについて、どう考えるか。
○　パーソナルアシスタンスと重度訪問介護との関係についてどう考えるか。

Ⅱ　障害者等の移動の支援について

○　個別給付に係る移動支援と地域生活支援事業に係る移動支援の役割分担についてどう考えるか。
○　個別給付に係る移動支援について、通勤・通学等や入所中・入院中の取扱いをどう考えるか。

Ⅲ　障害者の就労支援について

○　障害者の就労に関する制度的枠組についてどう考えるか。
○　就労継続支援（A型及びB型）、就労移行支援の機能やそこでの支援のあり方についてどう考えるか。
○　就労定着に向けた支援体制についてどう考えるか。
○　労働施策等の福祉施策以外との連携についてどう考えるか。

Ⅳ　障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方について

○　支給決定プロセスの在り方をどう考えるか。
○　障害支援区分の意義・必要性・役割についてどう考えるか。
○　障害支援区分の認定における障害特性の更なる反映についてどう考えるか。
○　障害者が地域で必要な介護が受けられるような国庫負担基準の在り方についてどう考えるか。

論点の整理（案）

※「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」において整理されたもの

Ⅴ　障害者の意思決定支援・成年後見制度の利用促進の在り方について

○　障害者に対する意思決定支援についてどう考えるか。

○　成年後見制度の利用支援についてどう考えるか。

Ⅵ　手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

○　意思疎通支援事業の内容・運営についてどう考えるか。

○　意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方についてどう考えるか。

○　意思疎通支援関係の人材養成についてどう考えるか。

○　意思疎通支援に係る支援機器の活用、開発普及等についてどう考えるか。

○　意思疎通支援に関する他施策との連携をどう考えるか。

Ⅶ　精神障害者に対する支援の在り方について

○　病院から地域に移行するために必要なサービスをどう考えるか。

○　精神障害者の特徴に応じた地域生活支援の在り方についてどう考えるか。

○　総合支援法における意思決定支援と、精神保健福祉法附則第8条に規定する「精神科病院に係る入院中の処遇、退院等に関する精神障害者の意思決定及び意思の表明の支援の在り方」との関係性についてどう整理するか。

論点の整理（案）

※「障害福祉サービスの在り方等に関する論点整理のためのワーキンググループ」において整理されたもの

Ⅷ　高齢の障害者に対する支援の在り方について

○　障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスへ移行する際の利用者負担について、どう考えるか。
○　介護保険給付対象者の国庫負担基準額について、どう考えるか。
○　介護保険サービス事業所において、65歳以降の障害者が円滑に適切な支援が受けられるようにするため、どのような対応が考えられるか。
○　65歳前までに自立支援給付を受けてこなかった者が65歳以降に自立支援給付を受けることについてどう考えるか。
○　障害者総合支援法第7条における介護保険優先原則について、どう考えるか。
○　心身機能が低下した高齢障害者について、障害福祉サービス事業所で十分なケアが行えなくなっていることについて、どのような対応が考えられるか。
○　いわゆる「親亡き後」と言われるような、支援者の高齢化や死亡などの支援機能の喪失後もできるだけ地域において安心して日常生活を送るために、どのような対応が考えられるか。

Ⅸ　障害児支援について

○　家族支援や医療的なケアが必要な障害児への支援も含め、障害児支援の在り方についてどう考えるか。
○　医療的ケアが必要な障害児や重症心身障害児をはじめ、障害児支援の質の向上をどのように図っていくか。

Ⅹ　その他の障害福祉サービスの在り方等について

○　障害者総合支援法の障害者の範囲についてどう考えるか。
○　既存の障害福祉サービス等について、制度・運用面の見直しが必要な事項をどう考えるか。
○　障害福祉サービス等の財源の確保を含めた制度の持続可能性についてどう考えるか。
○　障害福祉サービス等の利用者負担の在り方についてどう考えるか。
○　都道府県及び市町村が作成する障害福祉計画をより実効性の高いものとするため、どのような方策が有効か。

Ⅵ.　手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方について

○　意思疎通支援事業の内容・運営についてどう考えるか。

＜検討の視点(例) ＞

- 意思疎通支援事業の対象者の範囲
- 介助技術として整理したほうが適切なものや意思決定と意思疎通支援事業との関係
- 意思疎通支援事業に関する実態を踏まえたニーズや支援のあり方
- 小規模市町村等での事業実施の方法

○　意思疎通支援事業についての財政的措置のあり方についてどう考えるか。

＜検討の視点(例) ＞

- 個別給付化した場合のメリット・デメリットの整理

○　意思疎通支援関係の人材養成についてどう考えるか。

＜検討の視点(例) ＞

- 必要とされる人材の把握とその養成のあり方
- 研修カリキュラムのあり方
- 専門的な知識を必要とする意思疎通支援のあり方

○　意思疎通支援に係る支援機器の活用、開発普及等についてどう考えるか。

○　意思疎通支援に関する他施策との連携をどう考えるか。

＜検討の視点(例) ＞

- 合理的配慮との関係
- 教育、労働、放送、通信、交通、司法、選挙等福祉施策以外の分野との関係

社会保障審議会　障害者部会における議論の経過

４月28日（第61回）
　３年後見直しに係るフリートーキング

５月29日（第62回）
　関係団体ヒアリング①（10団体）

６月２日（第63回）
　関係団体ヒアリング②（10団体）

６月９日（第64回）
　関係団体ヒアリング③（13団体）

６月15日（第65回）
　関係団体ヒアリング④（12団体）

７月７日（第66回）
　常時介護（１Ｒ）

７月14日（第67回）
　移動支援、就労支援（１Ｒ）

７月24日（第68回）
　高齢障害者（１Ｒ）

９月８日（第69回）
　意思決定支援、意思疎通支援（１Ｒ）

９月９日（第70回）
　障害児支援、支給決定（１Ｒ）

９月25日（第71回）
　精神障害者、その他（１Ｒ）

10月15日（第72回）
　常時介護、移動支援、就労支援（２Ｒ）

10月20日（第73回）
　精神障害者、意思決定支援、意思疎通支援（２Ｒ）

11月２日（第74回）
　高齢障害者、支給決定（２Ｒ）

11月９日（第75回）
　障害児支援、その他（２Ｒ）

11月13日（第76回）
　議論の整理①

11月27日（第77回）
　議論の整理②

12月４日（第78回）
　報告書（案）について議論

12月14日（第79回）【予定】
　報告書（案）をとりまとめ

社会保障審議会 障害者部会　委員名簿

朝貝　芳美	全国肢体不自由児施設運営協議会会長
阿由葉　寛	社会福祉法人全国社会福祉協議会 全国社会就労センター協議会会長
石野　富志三郎	一般財団法人全日本ろうあ連盟理事長
石原　康則	全国就労移行支援事業所連絡協議会会長
伊藤　建雄	一般社団法人日本難病・疾病団体協議会 前代表理事
伊豫　雅臣	千葉大学大学院医学研究院精神医学教授
大濱　　眞	公益社団法人全国脊髄損傷者連合会副代表理事
小澤　　温	筑波大学人間系教授
河﨑　建人	公益社団法人日本精神科病院協会副会長
菊池　馨実	早稲田大学法学学術院教授
菊本　圭一	特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会 代表理事
北岡　賢剛	特定非営利活動法人全国地域生活支援 ネットワーク顧問
久保　厚子	全国手をつなぐ育成会連合会会長
小西　慶一	社会福祉法人日本身体障害者団体連合会副会長
座長 〇駒村　康平	慶應義塾大学教授
佐藤　　進	埼玉県立大学名誉教授
竹下　義樹	社会福祉法人日本盲人会連合会長
橘　　文也	公益財団法人日本知的障害者福祉協会会長
藤堂　栄子	一般社団法人日本発達障害ネットワーク副理事長
中板　育美	公益社団法人日本看護協会常任理事
永松　　悟	全国市長会（杵築市長）
中村　耕三	国立障害者リハビリテーションセンター総長
野沢　和弘	毎日新聞論説委員
樋口　輝彦	国立研究開発法人国立精神・神経医療研究 センター理事長・総長
日野　博愛	社会福祉法人全国社会福祉協議会、 全国身体障害者施設協議会会長
広田　和子	精神医療サバイバー
本條　義和	公益社団法人全国精神保健福祉会連合会理事長
松本　純一	公益社団法人日本医師会常任理事
山口　祥義	全国知事会（佐賀県知事）

社会保障審議会 障害者部会　ヒアリング団体一覧（４５団体）

- 一般財団法人全日本ろうあ連盟
- 一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会
- 社会福祉法人全国盲ろう者協会
- 全国手をつなぐ育成会連合会
- 公益社団法人日本看護協会
- 公益社団法人日本精神科病院協会
- 全国社会就労センター協議会
- 全国就労移行支援事業所連絡協議会
- 特定非営利活動法人全国就業支援ネットワーク
- きょうされん
- 社会福祉法人日本身体障害者団体連合会
- 一般社団法人日本筋ジストロフィー協会
- 公益社団法人全国脊髄損傷者連合会
- 一般社団法人日本ＡＬＳ協会
- 公益財団法人日本知的障害者福祉協会
- 全国身体障害者施設協議会
- 特定非営利活動法人全国地域生活支援ネットワーク
- 特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会
- 障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会
- 特定非営利活動法人ＤＰＩ日本会議
- 全国自立生活センター協議会
- 社会福祉法人日本盲人会連合
- 特定非営利活動法人日本失語症協議会
- 特定非営利活動法人日本脳外傷友の会
- 一般社団法人日本難病・疾病団体協議会
- 特定非営利活動法人難病のこども支援全国ネットワーク
- 公益社団法人日本医師会
- 公益社団法人全国精神保健福祉会連合会
- 公益社団法人日本精神保健福祉士協会
- 特定非営利活動法人全国精神障害者地域生活支援協議会
- 一般社団法人日本精神保健福祉事業連合
- 全国精神障害者社会福祉事業者ネットワーク
- 一般社団法人日本精神科看護協会
- 全国「精神病」者集団
- 一般社団法人日本自閉症協会
- 一般社団法人日本発達障害ネットワーク
- 一般社団法人全国児童発達支援協議会
- 社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会
- 公益社団法人日本重症心身障害福祉協会
- 全国重症心身障害日中活動支援協議会
- 一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
- 全国肢体不自由児施設運営協議会
- 全国知事会
- 全国市長会
- 全国町村会

Ⅳ　その他の最近の動き

第３次障害者基本計画の特徴

障害者基本計画

障害者基本法に基づき政府が策定する障害者施策に関する基本計画

経緯等

【これまでの計画】

障害者対策に関する長期計画(昭和57年度～平成4年度)
障害者対策に関する新長期計画(平成5年度～平成14年度)
※ 平成５年の障害者基本法成立(心身障害者対策基本法の全面改正)により，同法に基づく基本計画として位置付け
障害者基本計画(平成15年度～平成24年度)

【今回の検討経緯】

平成24年5月以降，障害者基本法改正(平成23年)で新設された障害者政策委員会において調査審議
障害者政策委員会における検討を踏まえ，政府において計画案を作成(計画原案に対しても委員会の意見を聴取)
また，8月23日から９月５日までﾊﾟﾌﾞﾘｯｸｺﾒﾝﾄを実施

概要（特徴）

① 障害者施策の基本原則等の見直し

障害者基本法改正(平成23年)を踏まえ施策の基本原則を見直し
(①地域社会における共生等，②差別の禁止，③国際的協調)
また，施策の横断的視点として，障害者の自己決定の尊重を明記

② 計画期間の見直し

制度や経済社会情勢の変化が激しいことを踏まえ，従来10年だった計画期間を5年(平成25年度～平成29年度)に見直し

③ 施策分野の新設

障害者基本法改正，障害者差別解消法の制定(平成25年)等を踏まえ，以下の３つの分野を新設

7．安全・安心
防災，東日本大震災からの復興，防犯，消費者保護　等
8．差別の解消及び権利擁護の推進
障害を理由とする差別の解消の推進，障害者虐待の防止　等
9．行政サービス等における配慮
選挙等及び司法手続等における配慮　等

④ 既存分野の施策の見直し

基本法改正や新規立法等を踏まえた既存施策の充実・見直し

- 障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実(Ⅲ.1.(2)(3))
- 精神障害者の地域移行の推進(Ⅲ.2.(2))
- 新たな就学先決定の仕組みの構築(Ⅲ.3.(1))
- 障害者雇用の促進及び就労支援の充実(Ⅲ.4.(1)(2))
- 優先調達の推進等による福祉的就労の底上げ(Ⅲ.4.(3)(4))
- 障害者権利条約の早期締結に向けた手続の推進(Ⅲ.10.(1))　等

⑤ 成果目標の設定

計画の実効性を確保するため，合計45の事項について成果目標(※)を設定
※ それぞれの分野における具体的施策を総合的に実施することにより，政府として達成を目指す水準

⑥ 計画の推進体制の強化

障害者基本法に基づく障害者政策委員会による実施状況の評価・監視等を明記。障害者施策に関する情報・データの充実を推進

第３次障害者基本計画の概要

Ⅰ 障害者基本計画（第３次）について

位置付け：障害者基本法に基づき策定される，政府が講ずる障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の最も基本的な計画
計画期間：平成25(2013)年度から29(2017)年度までの概ね５年間

Ⅱ 基本的な考え方

１．基本理念

全ての国民が，障害の有無にかかわらず，等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり，**全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現**（基本法１条）

２．基本原則

① **地域社会における共生等（3条）**
② **差別の禁止（4条）**
③ **国際的協調（5条）**

３．各分野に共通する横断的視点

① **障害者の自己決定の尊重及び意思決定の支援**
② **当事者本位の総合的な支援**
③ **障害特性等に配慮した支援**
④ **アクセシビリティの向上**
⑤ **総合的かつ計画的な取組の推進**

Ⅳ 推進体制

１．連携・協力の確保
２．広報・啓発活動の推進
３．進捗状況の管理及び評価（成果目標）
　障害者政策委員会による計画の実施状況の評価・監視
４．法制的整備
５．調査研究及び情報提供

Ⅲ 分野別施策の基本的方向

１．生活支援
　障害児・者のニーズに応じた福祉サービスの充実　等

２．保健・医療
　精神障害者の地域移行の推進，難病に関する施策の推進　等

３．教育，文化芸術活動・スポーツ等
　新たな就学決定の仕組みの構築，文化芸術活動等の振興　等

４．雇用・就業，経済的自立の支援
　障害者雇用の促進及び就労支援の充実，福祉的就労の底上げ　等

５．生活環境
　住宅の確保，ﾊﾞﾘｱﾌﾘｰ化の推進，障害者に配慮したまちづくり　等

６．情報アクセシビリティ
　放送・通信等のｱｸｾｼﾋﾞﾘﾃｨの向上，意思疎通支援の充実　等

７．安全・安心
　防災，東日本大震災からの復興，防犯，消費者保護　等

８．差別の解消及び権利擁護の推進
　障害を理由とする差別の解消の推進，障害者虐待の防止　等

９．行政サービス等における配慮
　選挙等及び司法手続等における配慮　等

10．国際協力
　権利条約の早期締結に向けた取組，国際的な情報発信　等

※ 緑色の項目（7,8,9）は第３次計画における新規分野

分野別施策の基本的方向

1　生活支援
- 相談支援体制の構築
- 在宅サービス等の充実
- 障害児支援の充実
- サービスの質の向上等
- 人材の育成・確保
- 福祉用具の研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- 障害福祉サービス等の段階的な検討

2　保健・医療
- 保健・医療の充実等
- 精神保健・医療の提供等
- 研究開発の推進
- 人材の育成・確保
- 難病に関する施策の推進
- 障害の原因となる疾病等の予防・治療

3　教育，文化芸術活動・スポーツ等
- インクルーシブ教育システムの構築
- 教育環境の整備
- 高等教育における支援の推進
- 文化芸術活動、スポーツ等の振興

4　雇用・就業、経済的自立の支援
- 障害者雇用の促進
- 総合的な就労支援
- 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保
- 福祉的就労の底上げ
- 経済的自立の支援

5　生活環境
- 住宅の確保
- 公共交通機関のバリアフリー化の推進等
- 公共的施設等のバリアフリー化の推進
- 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

6　情報アクセシビリティ
- 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- 情報提供の充実等
- 意思疎通支援の充実
- 行政情報のバリアフリー化

7　安全・安心
- 防災対策の推進
- 東日本大震災からの復興
- 防犯対策の推進
- 消費者トラブルの防止及び被害からの救済

8　差別の解消及び権利擁護の推進
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 権利擁護の推進

9　行政サービス等における配慮
- 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- 選挙等における配慮等
- 司法手続等における配慮等
- 国家資格に関する配慮等

10　国際協力
- 国際的な取組への参加
- 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- 国際的な情報発信等
- 障害者等の国際交流の推進

※緑色の項目（7，8，9）は第3次計画における新規分野

障害者基本計画（抜粋）

6．情報アクセシビリティ　（障害者基本計画から一部抜粋）

【基本的考え方】

障害者が円滑に情報を取得・利用し，意思表示やコミュニケーションを行うことができるように，情報通信における情報アクセシビリティの向上，情報提供の充実，コミュニケーション支援の充実等，情報の利用におけるアクセシビリティの向上を推進する。

（1）情報通信における情報アクセシビリティの向上

○　障害者の情報通信機器及びサービス等の利用における情報アクセシビリティの確保及び向上・普及を図るため，障害者に配慮した情報通信機器及びサービス等[25]の企画，開発及び提供を促進する。

○　研究開発やニーズ，情報技術の発展等を踏まえつつ，情報アクセシビリティの確保及び向上を促すよう，適切な標準化（日本工業規格等）を進めるとともに，必要に応じて国際規格提案を行う。また，各府省における情報通信機器等（ウェブコンテンツ（掲載情報）に関するサービスやシステムを含む。）の調達は，情報アクセシビリティの観点に配慮し，国際規格，日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施する。

○　国立研究機関等において障害者の利用に配慮した情報通信機器・システムの研究開発を推進する。

○　障害者に対するIT（情報通信技術）相談等を実施する障害者 ITサポートセンターの設置の促進等により，障害者の情報通信技術の利用及び活用の機会の拡大を図る。

（2）情報提供の充実等

○　身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律（平成5年法律第54号）に基づく放送事業者への制作費助成，「視聴覚障害者向け放送普及行政の指針」に基づく取組等の実施・強化により，字幕放送（CM番組を含む），解説放送，手話放送等の普及を通じた障害者の円滑な放送の利用を図る。

○　聴覚障害者に対して，字幕（手話）付き映像ライブラリー等の制作及び貸出し，手話通訳者や要約筆記者の派遣，相談等を行う聴覚障害者情報提供施設について，情報通信技術（ICT）の発展に伴うニーズの変化も踏まえつつ，その整備を促進する。

○　身体障害者の利便の増進に資する通信・放送身体障害者利用円滑化事業の推進に関する法律に基づく助成等により，民間事業者が行うサービスの提供や技術の研究開発を促進[26]し，障害によって利用が困難なテレビや電話等の通信・放送サービスへのアクセスの改善を図る。

○ 電子出版は，視覚障害や学習障害等により紙の出版物の読書に困難を抱える障害者の出版物の利用の拡大に資すると期待されることから，関係者の理解を得ながら，アクセシビリティに配慮された電子出版の普及に向けた取組を進めるとともに，教育における活用を図る。6-(2)-4

○ 現在の日本銀行券が，障害者等全ての人にとってより使いやすいものとなるよう，五千円券の改良，携帯電話に搭載可能な券種識別アプリの開発・提供等を実施し，券種の識別性向上を図る。また，将来の日本銀行券改刷が，視覚障害者にとり券種の識別性の大幅な向上につながるものとなるよう，関係者からの意見聴取，海外の取組状況のの調査等，様々な観点から検討を実施する。

○ 心身障害者用低料第三種郵便については，障害者の社会参加に資する観点から，利用の実態等を踏まえながら，引き続き検討する。

（3）意思疎通支援の充実

○ 障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に対して，手話通訳者，要約筆記者，盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣，設置等による支援を行うとともに，手話通訳者，要約筆記者，盲ろう者向け通訳・介助員，点訳奉仕員等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り，コミュニケーション支援を充実させる。

○ 情報やコミュニケーションに関する支援機器の開発の促進とその周知を図るとともに，機器を必要とする障害者に対する給付，利用の支援等を行う。

○ 意思疎通に困難を抱える人が自分の意志や要求を的確に伝え，正しく理解してもらうことを支援するための絵記号等の普及及び利用の促進を図る。

（4）行政情報のバリアフリー化

○ 各府省において，障害者を含む全ての人の利用しやすさに配慮した行政情報の電子的提供の充実に取り組むとともに，地方公共団体等の公的機関におけるウェブアクセシビリティ[27]の向上等に向けた取組を促進する。

○ 災害発生時に障害者に対して適切に情報を伝達できるよう，民間事業者等の協力を得つつ，障害特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進する。

○ 政見放送への手話通訳・字幕の付与，点字又は音声による候補者情報の提供等，障害特性に応じた選挙等に関する情報の提供に努める。

○ 各府省において，特に障害者や障害者施策に関する情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には，知的障害者等にも分かりやすい情報の提供に努める。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の概要

障害者基本法 第４条 基本原則 差別の禁止	第１項：障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。	第2項：社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。	第3項：国による啓発・知識の普及を図るための取組 国は、第一項の規定に違反する行為の防止に関する啓発及び知識の普及を図るため、当該行為の防止を図るために必要となる情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

具体化

Ⅰ．差別を解消するための措置

差別的取扱いの禁止

国・地方公共団体等
民間事業者 → 法的義務

合理的配慮の不提供の禁止

国・地方公共団体等 → 法的義務

民間事業者 → 努力義務

具体的な対応

政府全体の方針として、差別の解消の推進に関する基本方針を策定（閣議決定）

- 国・地方公共団体等 ⇒ 当該機関における取組に関する要領を策定※
- 事業者 ⇒ 事業分野別の指針（ガイドライン）を策定

※ 地方の策定は努力義務

実効性の確保　● 主務大臣による民間事業者に対する報告徴収、助言・指導、勧告

Ⅱ．差別を解消するための支援措置

紛争解決・相談	● 相談・紛争解決の体制整備　⇒　既存の相談、紛争解決の制度の活用・充実
地域における連携	● 障害者差別解消支援地域協議会における関係機関等の連携
啓発活動	● 普及・啓発活動の実施
情報収集等	● 国内外における差別及び差別の解消に向けた取組に関わる情報の収集、整理及び提供

施行日：平成28年4月1日（施行後3年を目途に必要な見直し検討）

（参考）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（抜粋）

（平成27年2月24日　閣議決定）

３　合理的配慮

（1）合理的配慮の基本的な考え方

ア　権利条約第２条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（以下「合理的配慮」という。）を行うことを求めている。合理的配慮は、障害者が受ける制限は、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえたものであり、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、障害者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、行政機関等及び事業者の事務・事業の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障害者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること、事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ　合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段　及び方法について、「（2）過重な負担の基本的な考え方」に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方　の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

現時点における一例としては、

・車椅子利用者のために段差に携帯スロープを渡す、高い所に陳列された商品を取って渡すなどの物理的環境への配慮
・筆談、読み上げ、手話などによるコミュニケーション、分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮
・障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール・慣行の柔軟な変更

などが挙げられる。合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。内閣府及び関係行政機関は、今後、合理的配慮の具体例を蓄積し、広く国民に提供するものとする。

なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる点は重要である。

ウ　意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示や身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、障害者からの意思表明のみでなく、知的障害や精神障害（発達障害を含む。）等により本人の意思表明が困難な場合には、障害者の家族、介助者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、介助者等を伴っていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑みれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ　合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備（「第５」において後述）を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

（2）過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、行政機関等及び事業者において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。行政機関等及び事業者は、過重な負担に当たると判断した場合は、障害者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

・事務・事業への影響の程度（事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か）
・実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的・体制上の制約）
・費用・負担の程度
・事務・事業規模
・財政・財務状況

我が国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました！

障害者権利条約とは？

■ 「障害者権利条約」は，障害者の人権や基本的自由の享有を確保し，障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため，障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

例えば ◆障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定※を含む。）を禁止
→ ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進
◆条約の実施を監視する枠組みを設置，等

※過度の負担ではないにもかかわらず，障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等（例：スロープの設置）を行わないことを指しま

UNITED NATIONS enable
Development and human rights for all

条約成立まで－締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？

2006年12月　国連総会で条約が採択されました。
2007年　9月　我が国が条約に署名しました。
2008年　5月　条約が発効しました。

2014年3月現在（我が国を含め）
142か国・1地域機関が締結済みです。

条約締結に先立ち，障害当事者の意見も聴きながら，国内法令の整備を推進してきました。

2011年　8月　障害者基本法が改正されました。
2012年　6月　障害者総合支援法が成立しました。
2013年　6月　障害者差別解消法が成立し，障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて，国会において議論され，2013年11月19日の衆議院本会議，12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。

2014年1月20日に我が国は「障害者権利条約」の締約国になりました。
また，2月19日に，我が国について障害者権利条約が発効しました。

条約を締結するとどうなるの？

■ **我が国において，障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。**
（障害者の身体の自由や表現の自由等の権利，教育や労働等の権利が促進されます。）
（我が国による条約の実施を，国内において監視する枠組み（障害者政策委員会）や，国連の障害者権利委員会への報告を通じて，継続的に説明していきます。また，障害者権利委員会委員への立候補について検討していきます。）

■ **人権尊重についての国際協力が一層推進されます。**

2014年3月　外務省人権人道課　（お問い合わせは03-5501-8240まで）